

被害に遭わないための 5つのポイント



3 その場ですぐに決めないで、
家族や友人に相談しましょう。

本当にいい物
だと思う？

4 約束した事項は、
契約書に必ず書いてもらいましょう。

あなただけに
アフターケア
など、特典を
付けますよ。

じゃあそれも契約書に
書いておいてください

5 契約書や申込書の内容をよく読んで
確認してから署名(サインすること)・
押印(印鑑を押すこと)をしましょう。

？ については当社は
一切責任を負いませんよ？

そんなこと聞
いてないなあ
契約やめよう

1 本当に必要ですか？ 必要ないときは
勇気を持ってキッパリ断りましょう。

いりません!

「結構です」
とかあいまいな
返事はダメ!!

2 高価な物の契約や
うまい話には要注意!

本当に払えるのか？
こんなにもうかる話、
ある訳ないよなあ...

クーリング・オフ制度とは、一
定期間消費者に契約を考え直す時
間を与え、契約を解除できること
を認めている制度です。

例えば、訪問販売で契約した場
合は、契約書などの書面を受け

取った日から8日以内に書面で通
知をすれば、契約を解除するこ
とができます。

ただし、クーリング・オフ制度
が適用されない場合もありますの
で、まずは相談してみましょう。

クーリング・オフでできる
取り引き内容の例と期間
訪問販売(8日間)、電話で勧誘

しての販売(8日間)、クレジット
ト契約(8日間)、宅地建物取り
引き(8日間)、生命損害保険契
約(8日間)、内職・モニター(商法
(20日間))

期間の起算日は、法定の契約書
面が交付された日または、クー
リング・オフの告知の日からで、
初日を算入します。

金利の計算をしてみよう

「出資法」という法律で定めている最高限度の金利 29.2%で、30万円を借りた。
1ヵ月に1万円ずつ返済した場合の返済期間や返済総額を計算してみよう。
返済が終わるのは... 4年7ヵ月後
返済総額は.....約55万円

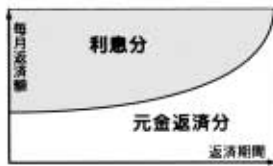
この元利均等返済方式の計算

年利29.2%を月利に直すと $29.2\% \div 12\text{ヵ月} = \text{ア } 2.433\%$
1ヵ月にかかる利息は、 $30\text{万円} \times \text{ア } 2.433\% = \text{イ } 7,299\text{円}$ (利息は小数点以下切り捨て)

→ 1ヵ月1万円の返済をするとき、

(1回目)

利息分 $\text{イ } 7,299\text{円}$
元金返済分 $1\text{万円} - (\text{イ}) = \text{ウ } 2,701\text{円}$
残額 $30\text{万円} - (\text{ウ}) = \text{エ } 297,299\text{円}$



..... → 以後、残額(エ)に対して、繰り返し同じ計算をしていくと...

回数	返済額	利息分(イ)	元金返済分(ウ)	残額(エ)
1	10,000円	7,299円	2,701円	297,299円
2	10,000円	7,233円	2,767円	294,532円
55	4,493円	106円	4,387円	0
計	544,493円	244,493円	300,000円	0

返済期間 55ヵ月=4年7ヵ月 返済総額 544,493円



欲しい物があるとき
あなたならどうする??